

議案第49号 朝霞市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

都市建設部道路整備課

1 提案する理由

今回の条例改正は、道路で行われるイベント等での占用に対して、占用料を適切に徴収する目的で行うものです。現行の条例では、年単位か月単位の占用料しか定めていないため、それを日単位で徴収できるように改めるほか、規則で祭礼、縁日等のための露店等は、3日以内の期間での占用であれば占用料を免除することとしていることから、これを見直し、公共的団体又はこれに準ずるものが行うイベント等での占用以外は占用料徴収の対象とするよう改正するものです。

また、今後の道路の利活用の一層の推進を図るため、歩行者利便増進道路等の制度の活用を見据えて、現行条例に道路法施行令第7条8項に掲げる食事施設や購買施設などの占用物件に対する料金を定めるものです。

2 改正内容

- (1) 別表（第3条関係）の占用料の一部改正、占用物件の追加を行う
- (2) 条文の字句の整理を行う。

3 施行日

令和6年4月1日

担当

都市建設部道路整備課道路管理係
電話：048-463-0912